

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付*1

☎ 0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)*と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)*からの直接の相談に限ります。(親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート 自動セット

受付時間:

いずれも土日
祝日、年末
年始を除く

・法律相談 : 9:00~17:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

☎ 0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援サービス

・法律・税務相談*1
・暮らしの情報提供
・社会保険に関する相談*2

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



・介護アシスト 自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介): 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

☎ 0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>



電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

ご契約内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、同封の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者兼ともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先・
事故時の連絡先

愛知工業大学名電中学校生徒総合保障制度相談デスク

☎ 0120-873-588 受付(土日祝日をのぞく 9:00~17:00まで) IP電話からは0564-73-0742をご利用ください。
取扱幹事代理店 株式会社大岩保険事務所 〒442-0845 豊川市為町椎木276

●引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当室 愛知公務金融部

〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル Tel.052-201-2046(受付時間 月~金(平日)9:00~17:00)

新入生保護者の皆様へ

生徒総合保障制度の ご案内2019

(団体総合生活保険)

団体割引 5%が適用されています



愛知工業大学名電中学校

お申込締切日

2019年3月29日(金)

愛知工業大学名電中学校の生徒総合保障制度は、ご卒業までを安心してお過ごしいただけるように広範囲にわたって学校生活をガードします。

この生徒総合保障制度は、学校法人名古屋電気学園を契約者とし、愛知工業大学名電中学校に在籍する生徒の皆様を被保険者(保険の対象となる方)とする「団体総合生活保険」の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は原則として学校法人名古屋電気学園が有します。この保険にご加入できるのは学校法人名古屋電気学園の生徒に限ります。

1. 学校生活に安心の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレット別紙「補償の概要等」をご覧ください。

その1 個人賠償責任(国内外補償)

示談交渉サービス

お子様が日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)なし)。また、預かり品に対する賠償事故や情報機器内のデータのみを損壊した場合のデータ再作成費用等(500万円限度)も補償します。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



自転車を運転中、誤って他人と衝突、ケガをさせた。

賠償事故の例

- ・自転車で通学中に誤って他人と衝突し、ケガをさせた。
- ・買い物中に商品を落として、壊してしまった。
- ・友人に借りたカメラを落として壊してしまった。
- ・学校のパソコンを操作中に壊してしまい、保存されていたデータを壊してしまった。

自転車事故の賠償額が高額化しています!
例:賠償額9,266万円!!

高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所(2008)年6月5日判決)

その2 生徒本人のケガの補償(国内外補償)

お子様が急激かつ偶然な外来の事故で

- ①亡くなられたとき②後遺障害が生じたとき
- ③入院されたとき④通院されたとき⑤手術されたときに所定の保険金をお支払いします。

熱中症も細菌性食中毒も補償

入院も通院も1日目から補償



通学中に交通事故にあい、骨折した。

- ③事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- ④事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
- ⑤事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

その3 扶養者に万一のことがあった場合の補償(国内外補償)

※扶養者とは、お子様(被保険者-保険の対象となる方)の親権者であり(お子様が成年に達した場合はこの限りではありません。)かつ、お子様の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子様の生計を主に支えている方で、あらかじめご加入時に指定いただいた方をいいます。

万一扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被られた場合。

●育英費用を補償します。(A・Bタイプ)

ご加入の育英費用保険金を全額一時にお支払いします。

●安心して学校生活を続けるための授業料などの学資費用を補償します。(A・Bタイプ)

お支払い対象期間中に学校に納付した授業料などの学業費用(学資費用)を支払対象期間中の各支払年度ごとに、保険金額を限度に実費をお支払いします。

●進学時に必要な進学費用を補償します。(Aタイプ)

※お支払い対象期間中に進学する学校に納付する費用のうち学資費用以外の費用を支払期間中、保険金額を限度として、負担した費用の実額をお支払いします。

その4 生徒本人がケガにより入院し、保護者が駆けつけたときの補償(国内外補償)

お子様が保険期間中に住宅外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院したり、搭乗している飛行機や船舶が遭難したときなどに、親族等の現地までの交通費(2名分各1往復限度)や現地における宿泊費(2名分1名につき14日限度)等をお支払します。



その5 携行品の補償(Aタイプ)

国内外において、お子様が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- ※自転車、携帯電話、眼鏡等は、補償の対象となりません。
- ※デジタルカメラやノート型パソコン等の携帯式電子事務機器は補償の対象となります。



2. 補償金額(保険金額)と保険料

団体割引 5%が適用されています

保険期間		6年間			
その1	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)	国内 無制限 海外 1億円 (記録情報限度額500万円)	国内 1億円 海外 1億円 (記録情報限度額500万円)		
その2	生徒ご本人の補償	死亡・後遺障害	249万円	194万円	
		傷害 (注1)	入院保険金日額(注2) (180日限度)	3,000円	2,500円
			通院保険金日額 (90日限度)	1,500円	1,200円
その3	万の扶養者の補償	育英費用	150万円	100万円	
その4	万の扶養者の補償	学業費用(学資費用)(注3)	50万円	50万円	
		学業費用(進学費用)	50万円	—	
その5	携行品 (免責金額(自己負担額):5,000円)	10万円	—		
ご加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ		
一時払保険料(6年間分) 1日あたり		65,000円 (約30円)	49,000円 (約22円)		

〈注意:1〉上記保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造業者」)のいずれかに従事される場合は、職種級別がBとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

〈注意:2〉手術保険金のお支払額は、入院中以外は入院保険金日額の5倍、入院中は10倍となります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

〈注意:3〉学資費用は支払年度ごとの補償金額(保険金額)となっております。学資費用のお支払い対象期間は、扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から2025年4月1日までです。

3. 補償期間(保険期間)

2019年4月1日0時から2025年4月1日16時まで

4. お申込み締切日

2019年3月29日(金)

※2019年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日からの補償開始となります。

5. ご加入方法と加入者証の発行

